熊本県議会（２月定例会）議案書作成業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

本要領は、熊本県議会（２月定例会）議案書作成業務委託の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続きについて、必要な事項を定める。

２　委託業務名

熊本県議会（２月定例会）議案書作成業務委託

３　業務内容

別添基本仕様書のとおり

４　委託期間

契約締結の日から令和９年（２０２７年）２月２６日（金）

５　委託上限額

５，０００千円

・　消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。

・　契約は概算契約とし、実際に作成した頁数に基づき精算を行う。上記の委託上限額は基本仕様書に記載する 1,560 頁作成することを前提とした額であり、実際に作成した頁数が減少した場合は、精算額も契約額から減少するので留意すること。

６　参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

（１）熊本県物品調達・業務委託契約等入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者は、令和８年（２０２６年）１１月１９日１７時（入札参加資格の新規申請期限）までに熊本県出納局管理調達課へ入札参加資格審査の申請を行うこと。

（２）校正を行う事業所の所在地が県庁から近距離（８ｋｍ以内）であること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定のいずれにも該当しない者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所か

ら当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
（５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
（６）手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
（７）熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
（８）国税、都道府県民税及び市町村民税の滞納・未納がないこと。
（９）熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
（１０）政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体ではないこと。

７　実施スケジュール

内　　容	日程・期限
①公募開始	令和８年（２０２６年）１１月１２日（木）
②入札参加資格の新規申請期限	令和８年（２０２６年）１１月１９日（木） １７時００分必着
③質問書の提出期限	令和８年（２０２６年）１１月１９日（木） １７時００分必着
④質問書の回答日	令和８年（２０２６年）１１月２４日（火）
⑤参加意思表明書提出期限	令和８年（２０２６年）１１月２６日（木） １７時００分必着
⑥参加資格確認結果通知	令和８年（２０２６年）１１月３０日（月）
⑦企画提案書提出期限	令和８年（２０２６年）１２月　７日（月） １７時００分必着
⑧選定結果通知	企画提案書提出期限の１０日後頃を予定

８　募集方法

本要領及び必要書類等を熊本県ホームページに掲載する。

９　質問書

本手続きに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。

なお、質問は企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

（１）提出書類

質問書（様式１）

（２）提出方法

本実施要領の末尾に記載の電子メールアドレス宛にメールにより提出すること（必ず提出日のうちに、本実施要領末尾記載の担当者に、提出した旨を電話で連絡すること）

なお、電話又は口頭のみでの質問は一切受け付けない。

（３）提出期限

令和８年（２０２６年）１１月１９日（木）１７時００分必着

（４）質問書への回答

質問書に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和８年（２０２６年）１１月２４日（火）１７時までに熊本県ホームページに掲載する。

10　参加申し込み

（１）提出書類

①　参加意思表明書（様式２）

②　会社概要（様式３）※会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

③　誓約書（様式４）

④　業務実績調書（様式５）

⑤　事業者の取組に関する申出書（様式６）

（２）提出期限

令和８年（２０２６年）１１月２６日（木）１７時００分必着

（３）提出方法

電子メール、持参又は郵送（書留に限る）とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

（４）提出部数

各１部

（５）提出場所

〒８６２－８５７０

熊本県熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号

熊本県総務部財政課　財政企画班

電話：０９６－３３３－２０８２

メールアドレス：zaisei@pref.kumamoto.lg.jp

11　参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果を、令和８年（２０２６年）１１月３０日（月）までに参加意思表明書提出者全員に電子メールにて通知する。併せて、参加資格を満たす者に対して、企画提案書等の提出を依頼する。

12　企画提案書等の提出

（１）提出書類

①　企画提案書（任意様式）

基本仕様書、評価基準を参考に、次の企画提案内容について記載すること。

ア　原稿作成や修正が発生した場合の対応

例）原稿作成や修正に利用するソフトウェアやそのソフトウェアを利用する利点（〇㎜ 単位での表幅や文字位置の修正が可能など）、校正時に修正が発生した場合の対応（校正時の対応フロー図）　等

イ　配置人員など業務体制

例）本業務に配置する人員の数やそれぞれの役割、経験年数、保有するスキル　等

ウ　校正環境

例）校正を行う部屋の広さ（平面図）、机や椅子等のレイアウト、利用可能な駐車場台数、校正が夜間まで長引いた時の対応、校正日が急に変更になった場合の対応　等

エ　その他

例）効率的な業務遂行に資する独自の提案　等

②　見積書及び見積明細（任意様式）

１頁当たりの単価及び総額を明記すること（消費税及び地方消費税を含む）。

なお、総額は１頁当たりの単価に基本仕様書に記載する想定頁数（1,560 頁）を乗じた額とすること。

（２）提出部数

１部

※企画提案書はクリップ留めすること（ファイリング不要）。

（３）提出期限

令和８年（２０２６年）１２月７日（月）１７時００分必着

（４）提出方法

持参又は郵送（書留に限る）とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

（５）提出先

〒８６２－８５７０

熊本県熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号

熊本県総務部財政課　財政企画班

電話：０９６－３３３－２０８２

（６）注意事項

① 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記入すること。

② 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。

③ 提出後における提出書類の返却、差し替え及び再提出は認めない。

④ 提出された企画提案書の内容について、問い合わせを行う場合があるので、指定した期日までに回答すること。

13 最適提案者の選定方法等

（１）審査方法

選定審査委員会において、提出書類による審査を行い、各審査委員の評価点の合計を総合評価点とし、その平均が最も高い提案者を最適提案者として契約候補者とする。

ただし、採用基準を６０点とし、総合評価点の平均が採用基準に満たない場合は採用しない。

なお、提案者が１者のみであった場合でも、審査は実施する。

（２）評価基準等について

① 評価基準

次のとおり、評価基準を設ける。

評価項目		評価事項	配点
１ 業務実績の評価		①同種・類似業務の実績があり、業務遂行に必要な経験を有しているか。	20
		小計	**20**
２ 企画提案内容に関する評価	技能・業務体制	②原稿作成や修正が発生した場合の対応について十分な技能を持ち、かつスピード感のある対応が可能か。	20
		③配置人員数やそれぞれの役割が明記されており、業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	10
	校正環境	④業務遂行のため、適切な校正環境となっているか。	20
	その他	⑤効率的な業務遂行に資する独自の提案がなされているか。	5
小計			**55**
３ 見積金額の評価		⑥１頁当たりの単価及び総額（共に税込み）が明記され、適切な見積金額となっているか。	20
		小計	**20**
４ 事業者の取組（公告日現在）に関する評価		⑦熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	1

	⑧障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）、または⑨協力雇用主登録制度に登録があるか。	1
	⑩事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Actionのいずれかの認証等、または⑪森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
	⑫熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。	1
	⑬熊本県ＳＤＧｓ登録制度に登録しているか、または⑭パートナーシップ構築宣言に登録しているか。	1
小計		5
		100

② 採点基準

①の各評価事項に対して、次に示す５段階評価で審査委員が採点を行い、総合得点を算定する。

判断基準	得点
非常に優れている	配点×1.０
優れている	配点×0.８
標準的である	配点×0.６
劣っている	配点×0.４
不可又は記載なし	配点×0.０

（３）最適提案者の選定方法

① （２）の採点を行い、失格者を除いた者のうち、最高得点を得た者を最適提案者として選定するものとする。

② 最高得点を得たものが複数となった場合は、以下の基準により最適提案者を選定するものとする。

ア） 評価項目「１ 業務実績の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。

イ） ア)の最高得点を得た者が複数となった場合は、「２ 企画提案内容に関する評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。

ウ） イ)の最高得点を得た者が複数となった場合は、「３ 見積金額の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。

エ） ウ)の最高得点を得た者が複数となった場合は、「４ 事業者の取組（公告日現在）に関する評価」の小計得点の最高得点を得た者を最

適提案者とする。

オ）　エ）の最高得点を得た者が複数となった場合は、抽選により最適提案者を選定するものとする。

③　①、②にかかわらず、総合得点の６０%未満の得点の場合は、最適提案者として選定しない。

（４）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

①　「６　参加資格要件」を満たさなくなった場合

②　提出書類に虚偽又は不備があった場合

③　契約の履行が困難と認められるに至った場合

④　提案者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合

⑤　見積額が委託上限額を超過している場合

⑥　その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

14　選定結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、熊本県ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受付けない。

15　契約の締結等

（１）契約内容は、企画提案書等に基づき改めて契約候補者と協議を行い、見積書を徴取した上で、別途設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、協議が調わない場合又は契約候補者が辞退した場合は、次点の事業者（採用基準点を満たす者に限る。）と協議を行い、同様に見積書を徴取した上で、予定価格の範囲内で契約を締結する。

（２）契約に当たっては、熊本県会計規則第７７条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行した時に還付する。ただし、熊本県会計規則第７８条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

（３）委託料の支払いは、精算払いとする。

16　その他の留意事項

（１）手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

（２）企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

（３）提出された企画提案書は、契約候補者の選定以外に使用しない。

（４）企画提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提

案者が負う。

（５）本業務の実施については、この要領に定めるものの他、必要に応じて別に定める。

17　提出先及び問合せ先

熊本県総務部財政課　財政企画班

（熊本県庁行政棟本館４階）

担当：金澤

〒８６２－８５７０

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話番号　０９６－３３３－２０８２

電子メールアドレス　zaisei@pref.kumamoto.lg.jp